破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２９７号
茨城県土浦市神立東１丁目17番32号、前住所茨城県かすみがうら市宍倉766番地
債務者　小谷野裕一
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第５２１７号
大阪府池田市豊島北２丁目５番17号
債務者　坂上　博俊
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６９２号
大阪市城東区蒲生２丁目７番43―120号
債務者　舟田愛由美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７４号
大阪府枚方市東牧野町11番６―201号
債務者　濱田　清司（旧姓東坂）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７８号
大阪府東大阪市近江堂３丁目14番18号
債務者　福本日出樹
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４７４号
大阪市西淀川区佃１丁目26番４―504号
債務者　齋藤　安男
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８４号
大阪市城東区永田４丁目16番26号　401、事業所所在地大阪市城東区諏訪３―９―３
債務者　Ｋ’ｓ　ＭＡＲＵＳＨＩＲＯこと　山城　千美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７３３号
大阪府東大阪市川俣１丁目15番13号
債務者　河野　　忍
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９０７号
大阪府門真市島頭１丁目３番２号、前住所大阪府大東市北条３丁目７番18号
債務者　山本　　強
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６０号
大阪市旭区太子橋１丁目20番19号　羽路ハイツ103
債務者　大野加代子（旧姓秦・郡家）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０２７号
大阪府四條畷市大字蔀屋467番地の22
債務者　白河　　学
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３号
大阪府豊中市玉井町２丁目14番31号
債務者　西田　圭秀
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５号
大阪府高槻市真上町６丁目63番６号
債務者　喜多かおり
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３号
大阪府箕面市瀬川２丁目５番14号
債務者　山口　慎平
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７９号
大阪府東大阪市若江東町６丁目２番30号
債務者　多田　まり
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８０号
大阪市西成区天神ノ森１丁目４番４号　天神ノ森ハイツ301号
債務者　上原喜代志
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８１号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目16番22号　メゾンエクセラ402号室
債務者　西嶋　文子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部